

厚木こども科学賞事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市SEL教育基金条例（平成20年厚木市条例第19号。以下「条例」という。）第5条に規定する確かな学力を身に付けた心豊かで健康な児童及び生徒を育成するための事業の1つである、学校や日常生活における自然科学分野の自由研究や科学作品の中で優れたものを表彰することで、科学に対する興味及び関心を高め、自然に関する理解を深めるとともに、子どもたちの科学する心や研究への意欲の育成を目指す事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施期間)

第2条 事業の実施期間は、平成21年4月から令和11年3月までとする。

(表彰対象)

第3条 表彰は、市内在住在学の小学生及び中学生で個人又は共同による自然科学分野の自由研究及び科学作品の中で優れたものとする。

2 前項の自由研究及び科学作品は、理科(物理・化学・生物・地学)、その他エネルギーや環境問題、緑の保全等について、観察、実験、調査したことを研究レポートにまとめたもの、又は科学的な原理や技術に基づく新しい装置やしくみを絵や模型などに表したものとする。

(表彰の区分)

第4条 表彰の区分は、次のとおりとし、それぞれ優れた作品を審査により選考し、表彰を行う。

(1) 自然科学分野の自由研究及び科学作品（小学生の部）

(2) 自然科学分野の自由研究及び科学作品（中学生の部）

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を贈り行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、年に一度募集期間を設け、期間中に応募のあった作品のうち、優れたものについて行う。

(審査)

第7条 表彰の対象となる作品を選考するための審査会を開催する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。